

(件名) 奄美市住用町戸玉地区の岩石採取計画認可を取り消す陳情

(陳情の要旨)

戸玉集落民は1977年(昭和52年)の集落近隣での採石事業開始から現在まで半世紀にわたり採石事業から発生する公害に苦しめ続けられています。

さて今回、令和3年3月18日付けで、(株)伸東砕石より戸玉集落の太平洋からの玄関口にあたる小高い岬の岩石採取申請が提出されたとのことです。この岬は、集落形成期以来高波防風からシマを守り続けてきました。また、採石事業による自然破壊を悲しんで故郷を去らざるをえなかった人々の心の風景として慕われ、現・集落民の精神の拠り所である場所です。その敬虔な山を削り取り平地にするという計画を、県大島支庁が2か月の短期審査で5月18日に認可したとの情報を得、奄美群島民として震撼しているところです。

昨年、私ども「自然と文化を守る奄美会議」は、県大島支庁の砕石事業認可のあり方に伴う戸玉集落民の窮状を改善できないかと、20年9月の県議会へ、現在当地で採石稼働中の「(有)中部砕石」への事業認可の取り消しを求める陳情書を提出しました。議会・商工水産委員会では10月7日に継続審議になりました。しかし県大島支庁は、議会(県民の民意)の審議継続・判断にもかかわらず10月15日に許可をしています。この認可を受けた業者は、今回も、従来と同じように騒音、振動、粉塵等の公害をまき散らしながら操業を続けています。現採石法では許認可の基準について当該市町村長の意見書(公共福祉)を求めることになってはいますが、全く住民の現況・想いを反映しない形式的な添付書類になっています。

県民の命と暮らしを保障すべき行政の立場を考慮すると、これまでの奄美における採石認可の手続きは許せるものではありません。現行の採石法に準じたまでと開き直るのであれば、民主的國家における地方自治体の責任(住民の人権を守る)放棄になります。

戸玉集落はかつてクロウサギと共生する森を有する集落でした。しかし現在では上空から見おろすと、「赤土剥き出しの採石場」の増埒です。砕石操業開始以来、今日まで戸玉集落民の平穏な日常生活は奪われたままです。もし現行のような認可手続きが継続すると、「集落民はシマを捨て、早く出て行きなさい。」に等しく、居住権の侵害にも当たります。

ぜひ、集落の廃村への道を救い、住民の平穏な暮らしをとり戻すために、そして「現・採石法」の不備に問題提起する意味からも、「許可の取り消し」の裁断をお願いします。

記

1. 「伸東砕石の岩石採取計画」の認可を取り消すこと。
2. 地域住民優先の採石法の改正について国に意見すること。

(添付書類省略)